



長野県報

12月26日(月)
平成23年
(2011年)
第2331号

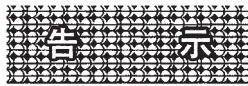
目次

告示

- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 1
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 1
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

公告

- 道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許センター) 3



長野県告示第880号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
大町市美麻字ネイノリワリ22197、22198、22201の1、22201の2、字中滝上22982、22983、字中滝日向23038のイ、23038のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第881号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
大町市美麻字油戸25478、25479のイ、25479のロ、25635のロ、25938の1、25938の4、25938のロ、字日影25480の1、25480の

- 2、25481の1、25481の3から25481の5まで、25482、25483の1、25483の3、25484、字滝ノ下25485、25487、25488、25596から25598まで、字扇平25592の1、25592のイ、25593、25594、字火打畑25599から25601まで、字ハセバ25602のイ、25602のロ、25609のイ、25609のロ、25610のイ、25610のロ、25614のイ、25614のロ、25614のハ、25615、25616のイ、25616のロ、字大畑25603のイ、25603のロ、25603のハ、25604から25606まで、25607の1、25607の2、25608、25618のイ、25618のロ、25619のイ、25631、25632、25633の1、25633の2、字岩下25611、25612のロ、25612のハ、25613のイ、25613のロ、25617のイ、25617のロ、字夕日当り25620、25621、25622のイ、25622のロ、25625から25627まで、25629、25630、字油渡25623の1、25623のロ、25624、25635のイ、字久保25628の1、25628の2、字穂俵25644のイ、字日向油戸25919の2、25919の3、25919のロ

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第882号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第883号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

長野県告示第885号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び木曾郡木曾町役場に備え置きます。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
伊谷2号	右に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線、2号と3号を官民地境界線に沿って結んだ線、3号から9号までを順次結んだ線、9号と10号を官民地境界線に沿って結んだ線、10号から16号までを順次結んだ線及び1号と16号を結んだ線に囲まれた区域。	木曾郡 木曾町	福島		714番ロ 713番2 697番1 712番1 691番1 693番 690番 550番ロ 694番8 695番4 696番	1号及び2号 3号 4号及び5号 6号及び7号 8号 9号及び10号 11号 12号 13号 14号及び15号 16号

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第884号

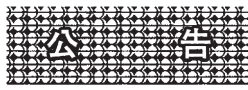
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成23年12月26日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成24年 1月31日（火） 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成24年 1月30日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成24年 1月31日（火） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大特）	平成24年 2月2日（木） 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成24年 1月31日（火） 午前9時から午後0時まで	同上
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成24年 1月30日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成24年 2月1日（水） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大特）	平成24年 2月3日（金） 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型又は大特）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。